

消防団の充実強化に向けた取り組み

1 消防団の概要

消防団は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）に基づき市町村に設置される消防機関であり、消防団員は特別職の地方公務員となる。

消防団は「自らの地域は自らで守る」という郷土愛の精神に基づき、地域防災力の中核として地域の安全・安心を守るとともに、日頃から地域コミュニティの維持及び活性化にも大きな役割を果たしている。 <全国の消防職員は約17万人、消防団員は約86万人>

2 本市の消防団の現況

本市では8つの消防団に1,946人の消防団員が在籍しており、火災や自然災害への対応をはじめ、祭礼や年末の警戒、訓練・研修や予防広報等に従事している。

消防団員には条例に基づく報酬や出動時の費用弁償を支給しており、施設や車両・装備等の整備費を含め、消防団に係る経費については、市の一般会計予算に計上している。

【表1：消防団員の定員と現員】

<平成29年4月1日現在>

*1 市内の消防団	消防分団数	消防団員の定員	*2 消防団員の現員（内数：*3 女性団員）
門司消防団	11分団	338人	332（21）人
小倉北消防団	9分団	244人	210（20）人
小倉南消防団	14分団	452人	445（26）人
若松消防団	7分団	222人	222（14）人
八幡東消防団	7分団	204人	190（16）人
八幡西消防団	12分団	340人	324（22）人
戸畑消防団	5分団	140人	135（20）人
洞海湾消防団	4分団	90人	88（－）人
計	69分団	2,030人	1,946（139）人

*1 消防団は消防署に本部を置き、消防団長の指揮命令のもと、災害活動に従事する

*2 消防団員の充足率：96% 平均年齢：42.4歳

*3 女性消防団員は昭和63年度から採用、いきいき安心訪問等の予防広報を担当（定員154人）

【表2：消防団の活動状況】

<平成28年度>

	計	災害活動	警戒活動	訓練・研修・広報活動
のべ出動人員	29,915人	4,798人	4,294人	20,823人
消防団員1人当たりの出動回数	15.8回	2.5回	2.3回	11.0回

【表3：消防団員の階級と定年】

<平成28年度>

階級	団員	班長	部長	副分団長	分団長	副団長	消防団長
定年	63歳	65歳				70歳	

3 消防団を取り巻く現状と課題

従来、消防団は、市街地における常備消防の補完や人口密集度が低い地域における消防体制の維持に大きな役割を果たしてきた。

一方で、近年の少子高齢化の進展や被用者の増加、遠距離通勤者の増加等の理由により、全国的に消防団員数は減少傾向を示すなど、その確保対策が課題となっている。

加えて、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓から、消防団の更なる装備の充実や、消防団をはじめとする地域の防災力の充実強化が喫緊の課題となっている。

これらの状況を踏まえ、住民の積極的な参加の下、消防団を中核とした地域防災力の強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的に、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）以下「消防団等充実強化法」という。」が制定・施行された。

消防団等充実強化法の概要

- 消防団の位置付け（第 8 条）
 - ☛ 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定
- 消防団への加入促進（第 10 条～第 12 条）
 - ☛ 公務員との兼務団員の認定、事業者や大学等の協力
本市の状況：公務員（一般職）の消防団員 34 人 大学生等の消防団員 32 人
- 消防団の活動の充実強化のための施策（第 13 条～第 16 条）
 - ☛ 処遇や装備の改善、相互の応援の充実、教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設

4 本市におけるこれまでの主な取り組み

(1) 入団促進

ア 団員の階級にある者の定年を延長する改正条例の施行（29.4～）

- ▶ 団員の定年を 60 歳→63 歳へ延長
[平成 29 年度は 12 人が定年延長の対象となり、平成 30 年度も在籍]

イ 学生消防団活動認証制度の導入（29.4～）

- ▶ 学生時代に消防団に在籍した実績を市長が認証し、就職活動の P R 材料とする
[平成 29 年度に 3 人の学生消防団員を認証]

ウ 消防団応援の店の導入（29.12～）

- ▶ 消防団員が店舗利用時に割引や特典が受けられる協賛制度を創設
[市内 126 の登録店舗を市のホームページで公表]
[応援の店であることが分かる表示証を店頭に掲示]

(2) 装備の充実

ア 常備消防と同等性能の消防ポンプ車の配備

- ▶ 全消防ポンプ車を対象に、エアコン（～26.3）やドライブレコーダー（29.4～）を装備
- ▶ 全分団に災害情報収集のためのテレビを配備（～28.3）

イ 機能性等を向上させた活動服及び防火服の支給（24.4～）

- ▶ 消防団員服制検討委員会による現場からの意見をふまえ、服の仕様変更を実施

(3) 安全対策

ア 計画的な訓練・研修等の実施

- ▶ 災害対応力の強化及び安全対策を推進するため、主に次の取り組みを実施
 - ・消防ポンプ操法大会の開催（毎年）
 - ・常備と連携した夜間訓練や、その成果を競う錬成会の実施（毎年）
 - ・消防団員等公務災害補償等共済基金の制度を活用した危険予知研修会の開催

イ トランシーバー、ライフジャケット等の配備（24.4～）

- ▶ 東日本大震災の教訓をふまえ、国の補助金を活用し、装備品を充実

(4) 処遇の改善

ア 消防団員意見検討委員会の設置

- ▶ 風通しのよい組織作りを目的に、消防団員が業務改善の提案ができる制度を創設
[平成 29 年度の提案数 5 件]

意見に基づくこれまでの主な改善状況

- ・メール配信による消防団員への出動指令システムの整備
- ・防火衣や防寒服、安全靴等の仕様の変更
- ・全分団本部への F A X の配置
- ・ポンプ操法大会で使用する訓練研修センターグラウンドのアスファルト化

イ 費用弁償額の改定

- ▶ 災害活動を行った際に支給する費用弁償額を国基準額と同額の 7,000 円に改定

5 今後の取り組み

(1) 女性消防団員の活躍推進

- ▶ 女性消防団員の活動を積極的に P R することで入団を促進するとともに、より幅広い分野で活躍できる環境づくりを行う等、女性消防団員の活動環境の充実強化を図っていく

(2) 機能別消防団（大規模災害団員）の検討

- ▶ 大規模災害時にのみ活動する消防団員の在り方について、他都市の取り組み等を調査研究していく

(3) 自主防災組織等との連携強化

- ▶ 消防団等充実強化法の制定をふまえ、地域における日頃からの防火防災に関する訓練や研修、勉強会等を通じ、消防団と地域住民・団体との連携を強化していく